

千葉市公告第180号

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第16条第2項第3号の規定により、基本計画に特定区域を定めるため、同条第3項の規定により公告し、公衆の縦覧に供する。

なお、同条第4項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該事項について都道府県に意見書を提出することができる。

令和5年2月21日

千葉市長 神谷俊一

記

1 定めようとする特定区域の区域

若葉区、緑区、花見川区

2 当該特定区域において実施する事業活動の内容

市内の施設園芸産地を形成しているイチゴ生産を行う農業者を中心に組織される「千葉市SDGs 対応型施設園芸推進協議会」により、ヒートポンプ単体、もしくは燃油暖房機との併用による加温体系や、加温効率を向上させる新素材カーテンといった先端的技術を活用しつつ、環境制御装置を組み合わせ、冬期の加温における重油等の使用量を削減しCO2排出を抑制するとともに、農業者との環境データや栽培ノウハウの共有を図ることで、環境負荷の低減と収量・品質の向上の両立に向けて、イチゴをはじめとする施設園芸産地として一体的な生産体系の構築と普及を推進する。

本市では、リニューアルした農政センターを核として、技術活用のための実地研修やメーカーとのマッチング、千葉市食のブランド「千」による販売促進イベントの実施等により、上記事業活動の横展開を図る。

3 縦覧期間・場所及び方法

令和5年2月21日～令和5年3月6日

千葉市経済農政局農政センター農業生産振興課での掲示

4 意見書の提出方法・提出先

- ・持参又は郵送
- ・千葉市経済農政局農政センター農業生産振興課
〒265-0053
千葉市若葉区野呂町714-3